

## 自主規制モニター会議議事要旨（2026年6月4日）

### I. 日 時

2026年6月4日（木）15時00分～17時00分

### II. 場 所

日本公認会計士協会 公認会計士会館6階 601会議室

### III. 出席者

#### ○ 自主規制モニター会議委員（五十音順・敬称略）

市本 博康、内田 和人、大場 昭義、神田 安積（議長）、岳野 万里夫、浜田 康、林 隆敏（副議長）、山田 龍彦

#### ○ 日本公認会計士協会

南 成人（会長）、小倉 加奈子（担当副会長）、関根 和昭（監査・規律担当常務理事）、西田 俊之（監査・規律担当常務理事）、勝島 康博（品質管理担当常務理事）、太田 稔（品質管理担当常務理事）、栗田 渉（品質管理委員会レビューチーム主席レビューアー）、伏谷 充二郎（自主規制本部本部長）、横山 武史（自主規制本部部門長）

### IV. 議事要旨

#### 1. 自主規制制度の運営状況

品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度の運営状況（年次報告）について、資料配付により報告があった。

#### 2. 自主規制に係る論題

##### (1) 品質管理レビュー基本方針及び2026年度品質管理レビュー方針

品質管理レビュー基本方針（2026年度～2028年度）及び2026年度品質管理レビュー方針について、担当常務理事から説明があった。

##### (2) 昨今の会計不祥事に係る対応

昨今の会計不祥事に係る対応について、担当副会長から説明があった。

##### (3) その他

新たな監査報酬算定のあり方検討プロジェクトチームの設置について、担当副会長から説明があった。

### 3. 意見交換

委員から以下の意見があった。

#### (1) 年次報告（上記1関係）

- 協会の監査・倫理ホットラインは、監査事務所の監査品質を確保するための重要な自主規制機能の一つと思われるため、件数だけではなく、運用状況や品質管理にどのように役立っているかについても対外説明を工夫してはどうか。

#### (2) 品質管理レビュー基本方針及び2026年度品質管理レビュー方針（上記2(1)関係）

##### 品質管理レビュー基本方針

※ 担当副会長より以下の補足があった。

中小監査事務所の品質管理の水準を上げるべく、問題意識を持って対応してきたが、足下では、監査人の規模を問わず、大規模な上場会社においても会計不正が起きている状況であり、自由民主党金融調査会・企業会計に関する小委員会（以下「企業会計小委員会」という。）からも会計不正事案への対応に関して提言が出ているところである。監査業界全体の信頼にもつながる重要な課題に協会としてどう対処すべきかについては、引き続きの課題である。

- 自主規制として厳しく取り組む方針を掲げており、これを「高い目線」と表現しているが、言葉が抽象的であるため、会員のみならず、外部の関係者にも定義や意味合いが正確に伝わるよう工夫してもらいたい。

##### 2026年度品質管理レビュー方針

- 監査役等の出身部署は多様である。年度ごとの方針について特に監査役等に向け周知する取組を行っているとのことだが、専門用語の説明や現場の取組も含め、財務・会計の専門的な知見のない監査役等にも監査品質を確保するための品質管理レビューの取組を理解してもらえるよう、説明を工夫してもらいたい。
- 基本的な理解の下で、監査人と監査役等がコミュニケーションをすることで、監査の透明化につながると考える。そもそも監査品質とは何か、これを確保するための品質管理システムのポイントはどのようなものか、システムとしての実効性を品質管理レビューにおいてどのように確認しているかといった点について、よりわかりやすく伝えてもらいたい。

#### (3) 昨今の会計不祥事に係る対応（上記2(2)関係）

- 会計不正は、投資をした立場からすると、多くの資産を失っており、許しがたい問題である。
- 近時の会計不正事案の発生により投資家や市場関係者から懸念の声が寄せられている状況であり、会計監査の信頼性が揺らぐことで資本市場全体の健全性・透明

性にも影響を及ぼしかねない重要な課題と認識している。リスク・アプローチに基づく機動的な品質管理レビューや個別事案審査の実施により、監査品質の向上に向けた取組をお願いしたい。

- 近時の会計不正事案を受け、企業側では、内部統制の強化、責任の所在の明確化、組織文化の是正、インセンティブ設計の見直し、内部通報制度の実効性向上等の取組が進められているところであるが、最終的にこれらを評価する監査法人の監査能力や実態評価は、機関投資家や企業にとって極めて重要な判断要素となる。政府が掲げる資産運用立国の実現に向け、監査法人はインベストメントチェーンにおける極めて重要な位置づけにあると認識しており、引き続き、迅速かつ本質的な対応を期待する。
- 新規上場時においては、IPO関係者（日本取引所グループ、日本証券業協会、協会）が連携して不正行為の防止に対処する必要があると考えており、協会においては、今般の新規上場時の会計不正事例を踏まえて協会に取りまとめている再発防止策の実現に向け、着実に取り組んでもらいたい。
- 日本取引所グループ、日本証券業協会、協会が三者一体となって取り組むべき問題であり、連携して進めることで初めて実効性を生むことになる。他方で、スタートアップ育成の観点も重要であり、上場準備会社の過度な負担にならないよう、不正リスクに応じてメリハリのある対応が必要と考える。
- 会計不正の態様（経営者の悪意による虚偽記載、会計上の見積りなど主観的な判断によるもの）により、再発防止のための対応が異なるところもあると思われるため、区別して議論した方が外部の関係者には伝わりやすい。
- 企業会計小委員会からの会計不正事案への対応に関する提言について、現段階で協会としてどう受け止め、どう対応する予定か。制度の問題への政治家の関与は非常にインパクトがある。適切な監査のためには、会社側の責任を打ち出していくことも重要であり、協会としても働きかけてもらいたい。

※ 会長及び担当副会長から以下の回答・コメントがあった。

- ・ 全関係者において、事案の究明、必要な処分、再発防止策の策定に取り組むべきとされていることを受け、個別事案審査において、できる限り早期に、過去の監査が適正に行われていたか調査を行い、必要に応じて処分を行い、再発防止策を策定していきたい。また、監査品質向上の施策については、追加の基準が必要との認識はなく、既にある不正リスク対応基準や監査の基準について、改めて会員に周知することが必要と考えている。
- ・ 監査の現場を見ると、時間や作業に追われ、監査調書の作成に奔走し、余裕がない状態になっていることが問題である。監査の魅力を向上させ、監査に対して現場の公認会計士がやりがいを感じられる状態にしていかなければならない。

- ・ 日本の金融商品取引法に基づく「確認書」は、有価証券報告書の記載内容の適正性に関する宣誓のみであるのに対し、米国のサーベンス・オクスリー法（SOX 法）に基づく「宣誓書」では、開示プロセスを整備する責任を負い、実効性を担保することを経営者自らが宣誓する。宣誓したことに対して虚偽の表示があれば、法律上刑事罰に問うとされており、実効性が全く異なる。なお、SOX 法制定の契機となった大規模な会計不正事件では、経営者は長期の禁錮刑を受けており、これ以降、大きな会計不正は起きていない。作成者側の意識改革がなされている。
- 基本的に不正会計の第一義的な責任は直接の当事者にあることをはっきりさせていかなければならない。罰則が責任に沿って十分かつ適切に執行されているかといった点も含め、問題意識を関係者で共有し、発信していくことが必要と考える。
- 会計不正の再発防止に向けた監査体制の整備に当たっては、公認会計士だけの問題にとどまらず、インベストメントチェーンを構成する各主体が課題を抱える中で起きている問題であるという認識を持つことが必要ではないか。
- 協会の自律的な取組、迅速な対応が重要であると同時に、現場がどのように受け止めているかという点も大事である。協会執行部として、現場の声、建設的な対話、丁寧なプロセスを大切にしてもらいたい。

上記のほか、「懲戒処分のウェブサイト公表に係る期間の見直し等に関する上場会社等監査人登録細則変更要綱」の件について、会則第 113 条の規定に従い委員への求意見がなされた。あわせて、2026 年 2 月 4 日の会議後に実施した「品質管理レビューの性格に関する規定明確化のための会則変更要綱」に係る求意見について、報告がなされた。

以 上

<お問い合わせ先>

日本公認会計士協会 自主規制本部

E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp